

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立小学校 総括教諭 (60代)
事案の概要	当該総括教諭は、通勤途中であった令和5年12月1日(金)午前8時5分ごろ、普通乗用自動車を運転中に、南区相武台3丁目1番7号先の丁字路になっている交差点を右折しようとしたところ、横断歩道を横断中の歩行者と接触し、全治約3か月の怪我を負わせたもの。 このことにより、令和6年5月20日付けで30日間の運転免許停止処分、同年8月22日付けで罰金50万円の略式命令を受けた。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和6年11月13日

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279